

人と自然が響き合い ともに創る なんぶ暮らし

南部町

第2次総合計画

令和元年度
と
令和10年度

2019 ▶ 2028



南部町

南部町を次世代へつなぐために

平成16年10月1日に「南部町」が誕生してから、15年目を迎えることとなりました。

それぞれ旧町の個性を活かしつつ、「南部町」として心ひとつになるために「夢ある安心の未来へみんなの知恵と創造」を南部町第1次総合計画の将来像に掲げ、まちづくりを進めて参りました。

この15年の間に、少子高齢化の進行をはじめ、グローバル経済の躍進とローカル経済の低迷など社会情勢は急速に変化し、地域を取り巻く環境は一層厳しいものとなりました。また、人々の価値観やライフスタイルが多様化し、経済的な豊かさとともに心の豊かさやゆとりが求められるようになりました。このような変化に対応するため、地方分権改革が進められ、自治体は「住民の福祉の増進」を自己決定・自己責任の原則によって実現する自主・自立（自律）の経営が求められるようになりました。

住民との話し合いの場である「地域円卓会議」では、農林業の維持に苦勞されておられるご意見をはじめ、独居高齢世帯や空き家の増加、地震や風水害など自然災害への対応、公共交通の撤退や買い物難民と呼ばれる方々への支援など集落や暮らしの維持に不安を訴えるご意見を多数いただいています。

わたしたちがこれまで経験したことがない社会が訪れようとしています。

このような時代だからこそ、住民との協働をさらに進め、南部町の持つ歴史や文化、そして何より南部町の誇りと創造力をもって次世代に「つなぐ」ための指針として、南部町第2次総合計画を策定し「人と自然が響き合い、ともに創るなんぶ暮らし」実現に向け全力で取り組んで参ります。

この計画策定にあたり、ご尽力いただきました南部町総合計画策定町民委員会の皆さまをはじめ関係各位に心から感謝申し上げます。

平成31年4月

南部町長

陶山 靖孝



目 次

序章

第2次総合計画の目的と概要	2
---------------------	---

第1章 基本構想

1 まちづくりの大黒柱（基本理念）	6
2 めざすまちの姿（将来像）	7
3 まちづくりの政策	8
4 政策体系	10

第2章 基本計画（分野別のまちづくり計画）

政策1 豊かな里を紡ぐまちづくり

施策1 次代へつなぐまちづくり

基本事業1 開かれた町政と自治協働の推進	12
----------------------------	----

施策2 活力ある産業で輝くまちづくり

基本事業1 魅力ある農林業と商工業の振興	14
----------------------------	----

政策2 豊かな里が心育むまちづくり

施策1 地域とともに未来を拓くひとづくり

基本事業1 人権尊重社会の実現	16
-----------------------	----

基本事業2 保育及び学校・家庭教育の充実	17
----------------------------	----

施策2 暮らしに学びが息づくまちづくり

基本事業1 生涯学習の推進	19
---------------------	----

基本事業2 歴史・文化及びスポーツの振興	20
----------------------------	----

施策3 とともに支え合い元気に暮らすまちづくり

基本事業1 子どもが健やかに育つ環境づくり	21
-----------------------------	----

基本事業2 健康づくりの推進	22
----------------------	----

基本事業3 とともに支え合う地域づくり	24
---------------------------	----

政策3 豊かな里に調和するまちづくり

施策1 暮らしやすいまちづくり

基本事業1 快適な生活環境の整備	26
------------------	----

施策2 住みたい、行きたい、帰ってきたいまちづくり

基本事業1 移住定住・交流・観光の推進	28
---------------------	----

施策3 安心安全なまちづくり

基本事業1 生活安全体制の強化	30
-----------------	----

資料編

1 策定の前提

(1)第1次総合計画の振り返り	34
(2)人口の状況	36
(3)南部町を取り巻く現状	37
(4)個別計画	38

2 策定の経過

(1)南部町第2次総合計画策定体系図	39
(2)策定経過	39
(3)意見公募の実施	40

3 策定の要綱

(1)南部町総合計画策定本部設置要綱	41
(2)南部町総合計画策定町民委員会要綱	42

第2次総合計画の目的と概要

本計画の目的

南部町は、平成16年10月1日に西伯町と会見町が合併し誕生しました。

南部町第1次総合計画は、平成17年度の合併後に策定された新町の10年計画として、「夢ある安心の未来へみんなの知恵と創造」を目標に、各政策を展開してきました。

平成23年度に地方自治法の改正によって市町村の総合計画の策定義務が撤廃され、南部町は次期の総合計画を策定しない方針でまちづくりを進めて参りました。

しかしながら、南部町を取り巻く環境は、人口減少、少子高齢化が進むとともに、町民の自らや社会に対する価値観やIT技術の革新などによる生活様式が大きく変わってきました。さらには、地方分権社会が進展するなかで、自己決定・自己責任を前提とした自治体経営が求められています。

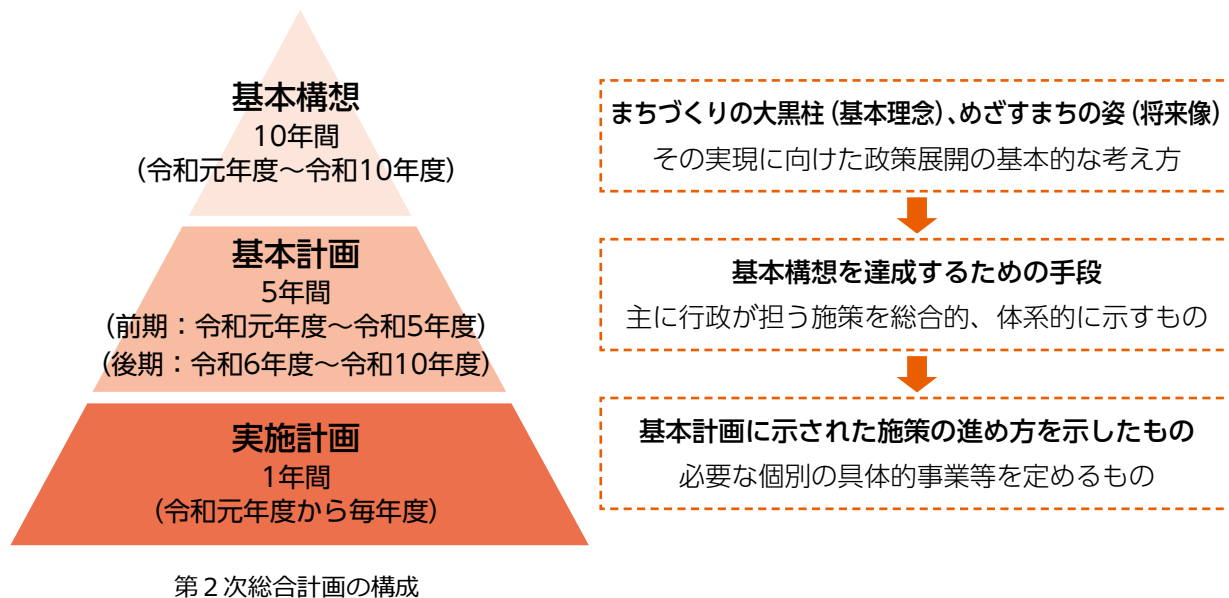
このような時代の潮流を踏まえ、南部町の今の魅力を磨き、次世代に引き継ぐという現在と未来への責任を果たすため、取り巻く環境の変化、各まちづくり分野の成果と課題を把握し、将来への展望に立ったまちづくりのめざす姿と方向性を定める町の最上位計画として、南部町第2次総合計画を策定しました。

本計画は、将来の町のめざす姿とそれを実現するための施策や基本事業、主要事業を定め、総合的かつ計画的に推進するための行政経営計画です。

魅力ある次世代に引き継ぐ南部町づくりには、町民、集落、地域振興協議会、議会、行政等、南部町づくりにかかわる主体が力を合わせて、ともに取り組む協働が必要であり、本計画を進めるなかで、南部町の協働の礎を築きます。

計画期間は、令和元年度を初年度とし、令和10年度を目標年次とする10か年の計画とし、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」で構成します。急速な時代の変化等に対応するため、毎年の進行管理と「基本計画」は5か年で見直し、「実施計画」は毎年見直し、実効性のある計画となるように努めます。

本計画の構成と期間



(1)基本構想

まちづくりの大黒柱(基本理念)や現状に基づき、めざすまちの姿(将来像)とそれを実現するためのまちづくりの政策を定めるものです。

(2)基本計画

基本構想に定めた将来像・基本理念・政策を実現するために、施策・基本事業をまとめたものです。

(3)実施計画

実施計画は、毎年度策定し、基本計画で定めた施策・基本事業の目的を実現するための主要な事務事業を定めたものです。



第2次総合計画の計画期間

第1章

基本構想

- 1 まちづくりの大黒柱（基本理念）
- 2 めざすまちの姿（将来像）
- 3 まちづくりの政策
- 4 政策体系

南部町第2次総合計画では、まちの将来像の実現に向けてすべての分野に共通するまちづくりの基本的な考え方を「まちづくりの大黒柱（基本理念）」として、次のとおり定めます。

まちづくりの大黒柱1

共 生

南部町合併以前の旧町から南部町第1次総合計画においても特徴的に取り組んできた「人権」「福祉」などのいずれの分野にも共通する、子どもから高齢者までの誰もが、住み慣れた地域で、いつまでも心豊かに暮らせるよう、地域全体で支え合う「共生」のまちづくりを推進します。

また、自然と共生する環境に配慮したまちづくりを進めます。

まちづくりの大黒柱2

協 働

多様化する地域課題に迅速かつ的確に対応するためには、町民や各団体等、行政との協働によるまちづくりを推進する必要があります。

未来を拓くひとづくり、元気に暮らすまちづくり、安心安全なまちづくり等、各分野において、「自分たちのまちを、自分たちでよくする」という考えのもと、地域を構成する多様な主体が責任と役割を認識し、自助・共助・公助を適切に組み合わせて、相互の連携と協力による協働のまちづくりを推進します。

まちづくりの大黒柱3

環 境

「なんぶ暮らし」の土台となる、豊かな自然環境と長い歴史の中で培われてきた里地里山環境を守り育みます。

人と自然が響き合い ともに創る なんぶ暮らし

本町を取り巻く社会情勢はめまぐるしく変化しており、高度情報化社会が進行するなか、若者の都市部への流出傾向は留まることがなく、核家族や独居世帯は増加傾向にあります。

また、人の平均寿命は延びる一方であり、人生100年時代を迎えた今日、10年20年前とは違う角度から、人の生き方、暮らし方、家族のあり方、地域のあり方、まちづくりのあり方を再度捉えなおす必要があります。

このような背景を考慮し、本町の豊かな自然と人とが協奏し合い、豊かな里地里山を守り育みながら、南部町ならではの暮らしをみんなで創造し、ともにより良く生きようとする生き方や暮らし方を大切にします。

本計画では、そうした生き方や暮らし方を「なんぶ暮らし」と表現し、住民誰もが、「なんぶ暮らし」を実現できるまちの姿をめざします。

そのまちの姿を実現するため、さらに具体化した3つの姿を定めました。

めざすまちの姿1

人とひとが協働し 人生100年時代を拓く なんぶ暮らし 発見のまち

「人とひと」とは、様々な年代の人が暮らす多様性を表し、多世代、異年齢の町民が協働して、それぞれの生涯や暮らしを送るなかで、新たな「なんぶ暮らし」を発見してほしいという願いを込めています。

めざすまちの姿2

認め合い支え合い ともに健幸に生きる なんぶ暮らし 創造のまち

「健幸に生きる」とは、誰にでも共通する願いである元気で幸せな人生を送りたいとの願いを表しています。

めざすまちの姿3

豊かな里地里山を守り育み伝える なんぶ暮らし 出会いのまち

「出会いのまち」とは、今ある豊かな自然環境、里地里山といった地域の宝に気づき、ともに守り育みたいという願いを込めています。

まちの将来像の実現に向け、本町のまちづくりの主たる分野ごとに、今後どのようなまちをめざすのかを「まちづくりの政策」として、次のとおり掲げます。

めざすまちの姿1

人とひとが協働し 人生100年時代を拓く なんぶ暮らし 発見のまち

政策1 豊かな里を紡ぐまちづくり

開かれた町政に努め、町民と行政との信頼関係を構築することで、自治を醸成し、協働によるまちづくりを推進します。

行政経営の視点から、町民とともに、豊かな里を紡ぐ自治体の基盤を築きます。

雇用の創出と活力ある地域の創造を図るため、豊かな自然の恵みにより長年育まれてきた里地里山を次世代へ引き継ぎ、所得をうみだす農林業と地域産業の活力を高める商工業を振興します。

めざすまちの姿2

認め合い支え合い とともに健幸に生きる なんぶ暮らし 創造のまち

政策2 豊かな里が心育むまちづくり

一人ひとりの「人権」が尊重される社会の実現をまちづくりの大黒柱とし、学びを通して誰もが認め合い、支え合い、つながり合うなんぶ暮らしの創造に取り組みます。

誰もが安心して子どもを産み育て、子ども達が人々とのふれあいや豊かな自然の中で健やかに成長することができる地域社会の環境醸成を進めます。

保育、学校教育、家庭教育推進の土台として「地域との協働」を一層推進し、『ふるさとに学び、ふるさとを愛し、ふるさととともにあり続ける子ども』の育成に住民総がかりで取り組みます。

住民誰もが生涯にわたって主体的に学び、より豊かに生きようとする生涯学習社会の実現をめざし、暮らしの中に学びが息づくまちづくりに取り組みます。町の歴史や文化を守り育て継承するとともに、スポーツを活用した健康づくりや仲間づくり、青少年育成や地域づくりを進めます。

少子高齢化の進展や地域の力の低下などで、生活課題が複雑化し増加するなか、住み慣れた地域で暮らし続けるために、関係機関が連携し、地域全体で支え合う体制づくりをめざします。

町民が健康に関心を持ち、運動や栄養、生活習慣の改善による健康づくりに積極的に取り組む環境づくりを推進するとともに、必要な医療を提供できる体制を維持します。

障がいのある方、ひとり親、生活困窮、ひきこもりの状態にある方など支援が必要な方たちも地域社会の一員として活躍できる社会をめざし、相談体制強化、就労促進、福祉サービスの充実を図ります。

高齢になっても健康で生きがいをもって暮せるように介護や認知予防の活動を推進し、要介護状態になっても地域で自分らしい暮らしが継続できるように地域包括ケアシステムを構築します。

めざすまちの姿3

豊かな里地里山を守り育み伝える なんぶ暮らし 出会いのまち

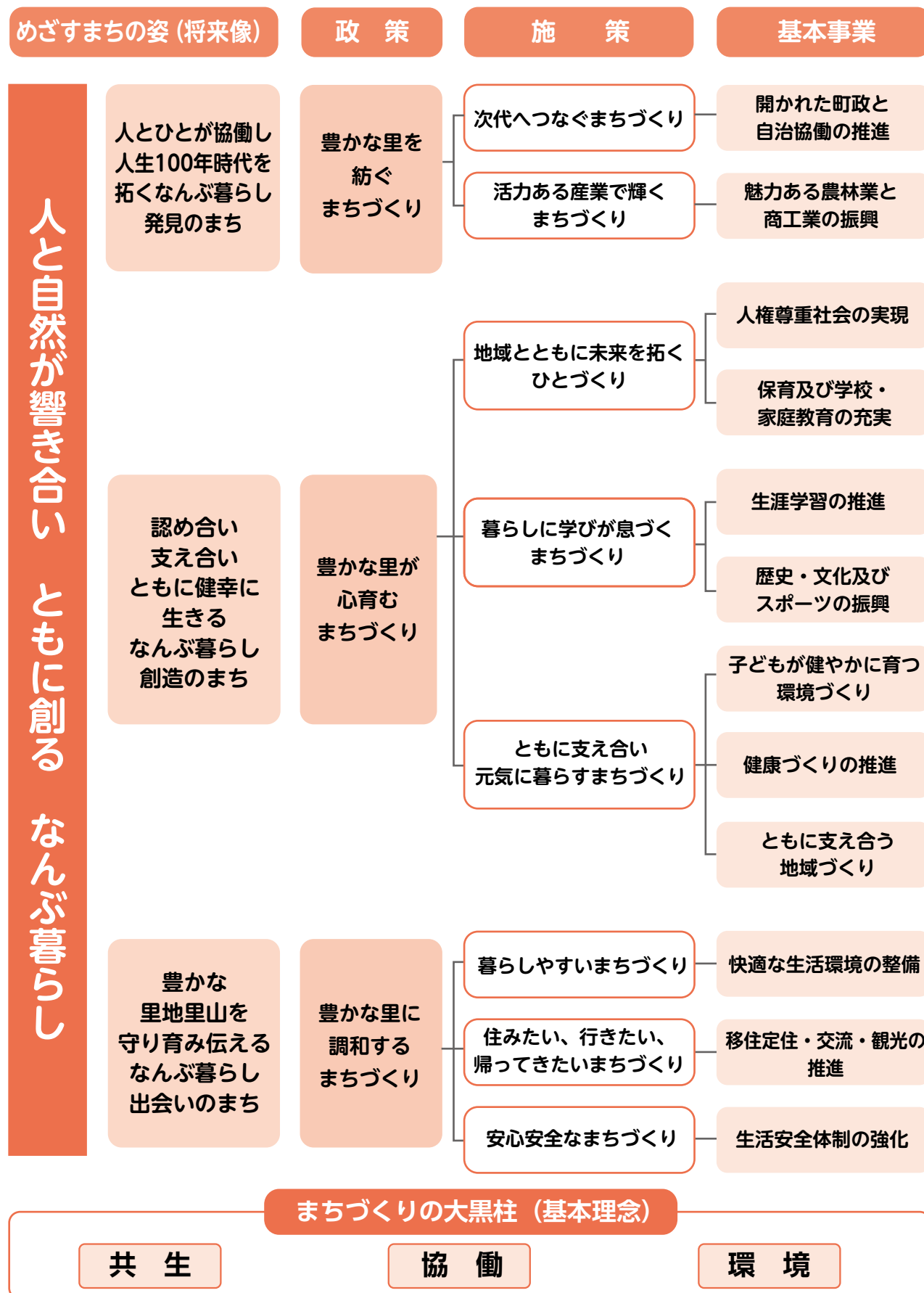
政策3 豊かな里に調和するまちづくり

暮らしの中心である生活道路の改良と上下水道施設の維持・更新により、生活環境の充実に努め、快適で豊かな農山村づくり・ゆとりある住まいづくりの基盤整備と維持に取り組めます。

愛郷心を持ち、町内に住み続けることができる環境や体制の整備を図ることで人口減少を抑制するとともに、魅力的なまちづくりを行います。町外から人材を呼び込み、多様な人材のスキルや経験も活用しながら、まちの活力の維持向上に努めます。

地域資源を磨き上げ、戦略的観光と滞在型・交流型観光に取り組み、文化を大切にし、行事、祭り、イベントを支援して町内・地域内交流の活性化を進めます。あわせて、国際交流や、町域・県域を越えた国内交流に取り組み、交流人口の増加を図ります。

住民が安全で安心して暮らせる生活を維持するため、防災対策や犯罪及び事故を未然に防止するための取組みを強化し、豊かな里に調和するまちづくりに努めます。



第2章

基本計画 (分野別のまちづくり計画)

- 政策1 豊かな里を紡ぐまちづくり
- 政策2 豊かな里が心育むまちづくり
- 政策3 豊かな里に調和するまちづくり

施策1 次代へつなぐまちづくり

基本事業1 開かれた町政と自治協働の推進

1 めざす姿

- 町民と行政が互いの特性を活かしながら、役割を適切に分担し合い、地域課題の解決に向けて協働する地域づくりと、地域住民が主体的に課題を解決するまちづくりをします。
- 地域の課題や状況に応じて、行政経営を効果的・効率的に進めます。
- 多くの町民が主体的に町政やまちづくりに参画できるように取り組むとともに、広報・広聴活動を強化し、町のイメージや魅力を発信します。

2 現状の成果と課題

【成 果】

- 町の7つの地域において、地域振興協議会による地域活動が展開され、特色ある地域づくりの検討や地域の意見のとりまとめ、地域住民との協働の実践が行われています。
- 町合併後のまちづくりの成果をあげるとともに、行財政改革に取り組むなど、財政の健全化が図られてきています。
- 様々な情報通信環境の整備により、町が情報発信できる広報媒体が増えています。

【課 題】

- 町民が進んでまちづくりに関わることや、町民と行政が協働したまちづくりをさらに進めることが必要です。
- 今後さらに高齢化が進み、担い手不足が深刻化すると予想され、集落機能の維持への備えが必要です。また、集落付き合いのない世帯や独居高齢者世帯は増加傾向にあり、これらの世帯への行政や地域の働きかけが必要です。
- 行政においては、行政経営基盤の確立をさらに進める必要があります。
- 様々な広報媒体を通じた効果的な活用が不十分です。

3 今後の方向性

- 町民と行政が互いの特性を活かしながら、地域や集落、地域振興協議会、NPO法人等の課題に応じた解決に向けて役割分担を行います。
- 自主自立のまちづくりに向け、集落機能を維持し強化するとともに、これからの時代にあった地域振興協議会の活動を支援します。
- 行政においては、将来像の実現をめざしたまちづくりの成果の向上と財政の健全化の両立を図る行政経営基盤を確立します。
- 町民が進んで町政やまちづくりに参画できるよう、様々な広報媒体を通じた町政情報の積極的な公開と提供を推進し、さまざまな機会を通じて、まちづくりへの意見・要望等を反映するために広聴機能の充実を図ります。

施策2 活力ある産業で輝くまちづくり

基本事業1 魅力ある農林業と商工業の振興

1 めざす姿

- 集落営農、法人など共同化を進めることで地域の農地の保全や産地の維持を図るとともに、次代を担う若者の新規就農を増やすことで持続的な農業をめざします。
- 農産物の加工や六次化のほか食の安全にも取り組み、農産物に付加価値をつけることで、農業者の所得向上をめざします。
- 人工林を中心に適正な間伐等を推進し、林地所有者の意欲向上と林業者の育成を図り、林地の荒廃を防ぎ豊かな里山の保全につなげていきます。
- 森林資源、竹林資源を有効活用し、循環して再利用できるシステムが構築できるよう取り組みを進めます。
- 町内企業が持続的に活動し、地域雇用の場として確保され、安定した所得をうみだすことができることをめざします。町内での起業・創業を促進し、新たな雇用創出が図れるきめ細やかな支援を行います。

2 現状の成果と課題

【成果】

- 平坦地で耕作条件の良い農地においては、集落営農、法人の取り組みが進み、経営の効率化や特産化により所得向上につながってきています。
- 誘致企業への固定資産税の減免や雇用人数に応じた助成を行ったことにより、雇用確保の持続的な活動が行えています。新規に起業したい方への支援制度を拡充したことで、起業意欲を促し新たな事業を展開していき雇用創出につながっています。

【課題】

- 山間地などの耕作条件不利地においては、高齢化と後継者不足が進んでおり、農業従事者の確保が大きな課題となっています。
- 高齢者や女性などが持つ潜在的な労働力の有効活用の検討が必要です。また、起業に取り組む人材の育成が必要です。

3 今後の方向性

- 後継者の就農意欲の確認と数年後に耕作放棄地となる可能性の農地を把握し、農業委員会と連携して集落営農、法人等を全町に広げる取り組みを強化していきます。
- 農業所得向上のため高収益作物の面積拡大や二毛作、有機農法などに取り組む農業者を支援します。
- 農産物の六次化や加工品化、エゴマ油の特産品化を支援し、農産物に付加価値をつける取り組みを進めます。
- 水稻、果樹生産の維持のため後継者確保に努め、新規就農者が参入しやすい環境づくりを進めます。
- 人工林の適正な間伐に取組みやすいような林業の支援策を構築し、町内で循環できるシステムづくりに取り組めます。
- 社会情勢による町内企業等の実情とニーズを把握し、雇用創出と労働力確保に取り組めます。
- 中小企業・小規模事業者の事業継続的発展のために、商工会を中心とする団体と連携し、事業継承・創業支援の強化ができる環境づくりに取り組めます。

施策1 地域とともに未来を拓くひとづくり

基本事業1 人権尊重社会の実現

1 めざす姿

- 部落差別の解消、障がい者差別の解消、男女共同参画社会の実現などに向けて、身のまわりの差別や不合理に気づき、考え、行動する人づくりに取り組みます。
- 保小中一貫した人権教育に、地域や家庭と連携しながら取り組みます。

2 現状の成果と課題

【成果】

- 人権セミナーや人権コンサートなどへの町民の参加が増え、人権意識が広がっています。
また、地域振興協議会や人権学習推進委員が連携しながら地域での人権学習が実施され、住民が主体となった人権学習への意識が育ってきています。
- 保小中15年間の人権教育プログラムを策定し、町の人権教育の柱を明確にし、めざす姿を共有することができました。

【課題】

- 人権教育や人権啓発を推進するために、より多くの住民が人権学習に参加できる取り組みが必要です。
- 人権教育プログラムの実践者である保育士及び教職員の指導力や人権感覚の一層の向上を図ることが必要です。

3 今後の方向性

- 「人権が大黒柱の町づくり」を核とした町づくりを進めていくため、「南部町における部落差別をはじめあらゆる差別をなくす総合計画」を主体とし、行動化につながる人権教育と啓発活動の充実に取り組みます。
- 発達段階に応じたきめ細やかで系統的な人権教育を進めていくために、保小中15年にわたる人権教育プログラムを確立し、学びの方向性を共有できる教材の選定や共通の教材化に取り組みます。

施策1 地域とともに未来を拓くひとづくり

基本事業2 保育及び学校・家庭教育の充実

1 めざす姿

- 0歳から18歳までの一貫した保育・学校教育及び社会教育を通じて、「健全な心と体」、「確かな学力」、「学び続ける力」、「未来を生き抜く力」を育み、自らの夢や目標が持てるように育成します。
- 夢と志を持ち、ふるさとへの誇りと未来を生き抜く力を育成するため、地域や家庭との協働・連携により、子どもが安心して育つ教育・保育、家庭教育の環境づくりを推進します。
- 高校生サークルや青年団の地域づくり活動への参加・参画の仕組みづくりに取り組み、仲間と協働できる地域リーダーを育成します。

2 現状の成果と課題

【成 果】

- 中学校区を基盤としたコミュニティ・スクールの取り組みが進み、「中学校区のグランドデザイン」・「めざす子ども像」などが共有され、地域との協働が大きく進展しています。
- 夢と志を持ち、ふるさとへの誇りと未来を生き抜く力を育成するため「まち未来科」ⁱを創設し、「まち未来会議」では、地域への提言を行っています。
また、高校生サークルや青年団が結成され、地域づくりに参加したり、青年議会を開催したりするなど町づくりに若者が関わる姿が一層明確になりつつあります。
- 関係機関・団体等との連携が進み、子育てについて学ぶ機会を体系的に提供することができるようになりました。

【課 題】

- 教職員、保護者、地域住民が「めざす子ども像」の一層の明確化と具体化への道すじを共有し、役割を意識しながら、小中一貫教育を推進していくことが必要です。
- 教育による「人づくりの循環」を確かなものとするために、「まち未来科」をはじめとした学びのさらなる深化と、中学校卒業以降を視野に入れた教育活動の充実が求められています。
- 子育てについて学ぶ機会に参加していない家庭もあり、より創意・工夫を凝らしながら参加者の拡大に取り組まなければなりません。また、保護者会との連携強化も求められています。

3 今後の方向性

- 保・小中の教育の一貫性をさらに高めるために、中学校区を基盤としたコミュニティ・スクールを確立し、教職員、保護者、地域住民が「めざす子ども像」を共有した取り組みを推進していきます。また、小・中学校では、「協同学習」の授業実践により基礎学力の定着を図ります。
- 小学校低学年との系統性を踏まえ、年長児の保育を「まち未来科」の視点で捉えながら実践し、中学校までの一貫した「まち未来科」を推進します。
- 「まち未来科」の学びを、義務教育修了から高校生、青年へとつなぎ、地域とのつながりを深めながら町づくりに一翼を担う人材育成に取り組みます。
- 福祉等関係機関や団体等との連携を強化し、訪問型の家庭教育支援に取り組みます。また、届ける子育て支援として家庭教育情報の発信や保護者会と連携した学習機会の創出に取り組みます。

i 「まち未来科」とは、ふるさと愛着力・将来設計力・社会参画力・人間関係調整力の4つの力を育むことをめざした南部町独自の学びの領域です。

施策2 暮らしに学びが息づくまちづくり

基本事業1 生涯学習の推進

1 めざす姿

- 生涯学習のある町づくりを進め、豊かな学びを通してまち（地域）を支える人材の育成に努めます。
- 生涯学習を支える拠点施設として、住民の求める知識や情報を迅速かつ的確に提供していく図書館をめざします。

2 現状の成果と課題

【成 果】

- 青少年育成については、高校生サークルや青年団が組織化され、町内外のイベントや行事に若者の姿が多くみられるようになっていきます。
- 公民館の各種学級やクラブ活動、はんだん楽校やイベント等を活用して、多年代にわたる学びや仲間づくりが展開されています。
- 図書館が2館体制となったことで、町民の暮らしとの距離が縮まり利用者増につながっています。

【課 題】

- 各活動の参加者や地域の人材、学びを通じた生きがいがいづくりや仲間づくりが一部の方にとどまることなくどう広げていくかが求められています。
- 地域課題の解決をめざす学びの還元や循環のしくみづくりが求められています。
- 図書館は、仕事や健康、暮らしに役立つ町の情報拠点として、また複雑化する社会のなかで心地よく過ごせるサードプレイス（自宅や職場・学校とは別の第3の居場所）としての役割が求められています。

3 今後の方向性

- 地域づくりや仲間づくり、町民の自主的な活動の核となる自主学習グループを支援し、リーダーとなる人材を養成します。
- より充実した生涯学習の推進に向けて、多くの人が集まれる拠点（複合施設）を核とした学習体制・環境づくりを進めます。
- 知の拠点として地域づくりを支え、町民の暮らしとともに歩む図書館づくりを推進します。

施策2 暮らしに学びが息づくまちづくり

基本事業2 歴史・文化及びスポーツの振興

1 めざす姿

- 里地里山に学びながら、郷土の歴史や文化を保存・継承し、町づくりや地域づくり、ふるさとの誇りづくりに活かします。
- スポーツ環境の整備を図るとともに、スポーツを通じた仲間づくり、健康づくりを推進します。

2 現状の成果と課題

【成 果】

- 法勝寺電車の修復を行い、展示したことにより、身近な場所で貴重な文化財に親しむことができるようになっていきます。
- 盆踊大会や歌舞伎保存会の定期公演、中学生の一式飾り体験等を通じて伝統文化に親しむ機会が増えています。
- 南部町総合型地域スポーツクラブの設立により、子どもから高齢者まで幅広い世代の方の身体を動かす場が増えています。

【課 題】

- 重要な歴史遺産に親しむことができるように、より一層の有効活用を図る必要があります。
- ふるさとの歴史や文化、自然を学ぶことのできる環境を整え、町の活性化に活かす取り組みが求められています。
- 体育協会、南部町総合型地域スポーツクラブ、中学校部活動等のつながりを強化し、子どもから大人までの一貫したスポーツの振興体制を整えていくことが必要です。

3 今後の方向性

- 指定文化財やその他の貴重な歴史遺産を町づくりに活かす取り組みを強化するとともに、町内外への文化的価値の情報発信を進めます。
- 伝統文化や行事を地域の財産として保存し、次世代に継承するための担い手育成の充実に取り組みます。
- 南部町総合型地域スポーツクラブを核とする生涯スポーツ体制の整備促進を図り、青少年期のスポーツ環境の改善に取り組みます。

施策3 ともに支え合い元気に暮らすまちづくり

基本事業1 子どもが健やかに育つ環境づくり

1 めざす姿

- 子育て家庭を応援し、将来親になる世代が希望をもって子どもを産み育てられる環境づくりをします。
- 地域の中で、心豊かに自立した子どもが育つ環境づくりをします。
- 妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援のネットワークを構築します。
- 障がいのある子やひとり親家庭など、特に支援を要する子どもと家庭への支援体制の充実を図ります。

2 現状の成果と課題

【成 果】

- 子育て包括支援センターの整備により、すべての子育て家庭の現状把握と発達段階に応じた早期からの支援を継続しています。
- 要保護児童にかかわるケースは年々増加し複雑化していますが、要保護児童対策地域協議会のネットワークによる連絡体制や福祉総合相談窓口など各機関での相談体制が整備され、対応しています。

【課 題】

- 様々な家庭環境があり、各機関においても個別の対応、緊急対応が増加しており、すべての子育て家庭の現状把握が必要です。
- 現在の厳しい保育園の運営環境と複雑化するニーズへの対応のため、現行の保育体制のあり方を検討する必要があります。
- 子育て家庭の就労率が高く、子どもの保育や家庭教育を家庭以外に求められている状況に対応する必要があります。

3 今後の方向性

- 子育て、子どもに関わるすべての機関と連携し、情報共有、相談支援体制の充実を図り、個々に対応した切れ目のない支援に取り組みます。
- 現行の保育体制について、保育士の確保と働きやすい環境づくり、保育園の統廃合など、保育園等のあり方を検討します。
- 子育てに必要な知識を習得し、安心して子育てできる家庭を増やします。

施策3 ともに支え合い元気に暮らすまちづくり

基本事業2 健康づくりの推進

1 めざす姿

- 町民一人ひとりが健康を意識して健康的な生活習慣を身につけることで、健康寿命¹を延ばします。
- 高齢化が進む南部町にあって、西伯病院では、町民が安心して地域で暮らし続けることができるよう、「治し、支える」医療を提供できるよう努めます。
- 健診の受診率向上や健診後の保健指導を充実させること、重症患者を出さない取り組みを進めます。
- 国民健康保険・後期高齢者医療の安定的な運営を図ります。
- 被保険者の健康維持・増進を図ります。

2 現状の成果と課題

【成 果】

- 健診を受けやすい環境づくりや広報の工夫などにより、一定の受診率が維持できています。
- 西伯病院では、各種診療科を有する公的病院として医療提供を行うとともに、がん検診等の予防医療や、休日・夜間等における二次救急患者の受け入れを行っています。また通所系サービス、訪問看護および認知症疾患医療センターの機能により地域医療を支えています。
- 医療費適正化に向けた後発医薬品の使用促進の取り組みにより、後発医薬品への切り替えが進んでいます。

【課 題】

- 働き盛りの年代の健診受診率を向上させるとともに、保健指導や精密検査の必要な方への受診勧奨を強化する必要があります。
- がん、脳血管疾患、心疾患等の生活習慣病が町民の主な死因になっていることから、引き続き予防対策を講じる必要があります。
- 1人当たりの医療費は年々増加傾向にあり、なかでも生活習慣病関連の疾患が多く、医療費増加の主な要因となっています。医療費データを分析し、重症化予防を進める必要があります。
- 西伯病院が将来にわたり持続的な経営ができるよう、町民のニーズをふまえた病院機能の検討が必要です。

3 今後の方向性

- 広報に努めわかりやすく受けやすい健診を提供するとともに、そのデータを健康づくりに活かした事業を展開します。
- 若年から町民の健康意識を高める取り組みを行います。
- 健康や介護、福祉に関する地域の課題を把握し、地域と行政が協働して解決を図ります。
- 安定した医療保険運営を維持するよう、保険料の徴収を強化するとともに後発医薬品使用促進等による医療費適正化を推進します。また、生活習慣病の早期発見・早期治療、重症化予防に向けて、特定健診・特定保健指導実施を徹底します。
- 西伯病院では医療、介護、福祉の各関係機関との連携強化により、地域包括医療を推進し、町民の医療ニーズに合った良質なサービスを提供するとともに、今後の経営と機能のあり方の方針を打ち出します。

i 健康寿命とは、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間のことです。

施策3 ともに支え合い元気に暮らすまちづくり

基本事業3 ともに支え合う地域づくり

1 めざす姿

- 生活困窮世帯が健康で文化的な生活が営めるように支援を行います。
- ひとり親家庭の経済的負担を軽減し、児童の健全な育成と福祉の増進を図ります。
- 障がいのある人もない人も安心して暮らせる「ともに歩む福祉のまちづくり」をめざします。
- 住み慣れたまちで自分らしい暮らしを送り続けるため、体操を中心とした身近な集いの場を普及し、地域全体で介護予防・認知症予防に取り組みます。
- 地域全体で支え合う仕組みづくりをめざします。
- 安心感と生きがいを持ち、生涯現役で活躍できる地域づくりを進めます。
- 地域の課題を「他人事」ではなく、「わが事」としてとらえ、住民が主体的に課題を解決できる地域づくりを進め、必要なサービスⁱ等が円滑に利用できるよう、相談窓口体制を充実します。

2 現状の成果と課題

【成 果】

- 相談窓口として「福祉総合相談窓口」と「生活サポートセンターなんぶ」を設置したことにより、生活困窮世帯など多くの方からの相談に対応しています。
- ひとり親家庭について、児童の養育にかかる公的支援を実施しています。
- 障がいのある方が地域で安心して暮らせ、社会参加ができるよう、障がい福祉サービス等の充実を図っています。
- 70以上の集落でいきいきサロンが開催され、定期的な集いの場となっています。また、「支え愛マップ」に取り組み、地域で支援が必要な方の把握に活用しています。
- いきいき100歳体操を集落で実施し、高齢者等の日中の居場所、集いの場となっています。認知症や介護の相談ができる場として、町民ボランティアが運営する月1回の認知症カフェがオープンしています。
- 「あいのわ銀行」ⁱⁱや「東西町コミュニティホーム西町の郷」ⁱⁱⁱは、住民同士の支え合いの仕組みとして、全国でも注目を集めています。
- ひきこもり者への支援を開始し、実態の把握を進めています。
- 介護が必要な状態や認知症になっても、安心して暮らし続けることができるよう、家族支援や関係機関の連携、地域での見守り体制構築を図っています。
- 地域包括支援センターを設置し、高齢者の多様な相談に対応しています。

【課 題】

- ひとり親家庭対象の就労支援給付金制度を活用し、さらに就業につなげていくことができいていません。
- 障がいのある方またはその家族が町外ではなく、より身近なところで専門的な相談ができるような体制が不足しています。
- 障がいのある方が地域で安心して暮らせるよう、障がい福祉サービス^{iv}の充実と、一般就労へ移行できるような受入体制が不足しています。
- 地域での支え合いという感覚が薄れつつあるなか、既存の公的制度では対応できないことや周囲の方が少し困っていることなどに地域の住民がいち早く気付き、地域で支え合うという機運を高める必要があります。
- 生きがいづくりと社会参加の推進につながるボランティアの養成や活躍の場の確保が不十分です。
- 65歳以上の人口、単身世帯等の増加に伴い、地域や家庭の力が弱まり、年々増加・多様化している課題に対応できる体制を強化する必要があります。

3 今後の方向性

- 生活困窮世帯、ひとり親家庭への相談支援体制を関係課・関係機関の連携により充実させます。
- 障がいのある方が町内で相談でき、町内で不足している障がい福祉サービスの環境を整えます。
- 障がいのある方と企業のマッチングのため、ハローワークや障害者就業生活支援センターとの連携強化を図り、町内における障がい者雇用を進めます。
- 地域の問題や課題を「わが事」として捉え、地域全体で支え合う機運の醸成に努めるとともに、地域の課題を吸い上げ、その解決のための地域福祉計画を策定します。
- 地域の実情に合わせた相談の場・住民同士の集いの場の創出に取り組みます。
- 福祉に関わる専門的な相談のニーズに対応する体制づくりに努めます。

i 必要なサービスとは、公的制度である介護保険サービス・障がい福祉サービスのほか、地域のサロン等のインフォーマルサービスも含みます。

ii あいのわ銀行とは、地域の一人ひとりが主役となってお互いに助け合い、共生の社会づくりをすすめることで「しあわせで安心して暮らせる福祉のまちづくり」をめざす、南部町独自の制度です。

iii 東西町コミュニティホーム西町の郷は、空き家を活用し、地域の高齢者が安心して過ごせる居場所として住民組織（東西町地域振興協議会）が運営しています。

iv 障がい福祉サービスには、居宅介護、就労継続支援、共同生活援助、計画相談、放課後等デイサービス、障がい児相談支援などがあります。

施策1 暮らしやすいまちづくり

基本事業1 快適な生活環境の整備

1 めざす姿

- 米子市と町を中心部への移動の利便性の向上をめざし、地域全体を見渡した公共交通ネットワークを再構築します。
- 道路を適正に維持管理し道幅の狭い箇所は部分拡幅を行うなど、人と車の通行の安全性を確保し利便性の向上を図ります。通学路を中心に道路改良事業を実施し道路改良率と舗装率を向上させ、除雪作業を充実し、より円滑な雪道交通の確保をめざします。
- 災害時にも安定的に水道水を供給できる水道施設の機能向上と老朽施設の更新を進め、汚水処理施設の適正な維持管理と延命化により上下水道施設の充実を図ります。
- 環境美化活動への参加を促進し、不法投棄防止対策を推進していきます。また、太陽光などの自然エネルギーの確保、ペットボトル、瓶、缶、紙類などの分別収集をさらに進め、資源をリサイクルし、環境に優しい持続可能なまちづくりをめざします。

2 現状の成果と課題

【成 果】

- 日ノ丸バスとふれあいバスの2つのバス路線による効率的な運行を図り、町民の生活路線バスを維持しています。南さいはくデマンドバス導入により町内の交通空白地域は大幅に減少し、利便性の向上を図りました。
- 平成28年度に町道舗装修繕計画を策定し、計画的に舗装修繕を進めています。定期点検データと町道路線図が連動した、パソコン上で閲覧可能なシステム（GISビューア）ⁱを導入しました。路面性状や道路附属物（標識、照明、のり面、橋梁）の点検調書が町道路線図と連動した「見える化」が図られ、道路管理や事務事業への活用と効率化に成果を上げています。
- 平成30年度に、除雪機械運転手育成事業と道路除雪機械等購入支援事業を創設し除雪体制の強化を図りました。
- 平成28年度に、上水道と9つの簡易水道の事業認可を統合しました。この事業統合により、事業規模が小さく経営基盤が脆弱だった簡易水道事業は廃止され、上水道事業と同一の事業体として一体的な経営を行うことが出来る体制が確立されました。
- 町内一斉清掃実施のはたらきかけにより、各集落、町民の美化意識向上につながっています。

地域振興協議会による不法投棄パトロールや看板等設置が不法投棄の抑制につながっています。また、軟質プラスチック、小雑紙などの固形燃料への再資源化により、可燃ごみの排出量はこの5年間で約10%減少しています。

【課 題】

- 公共交通においては、日ノ丸バス路線の利用者減少傾向による厳しい経営状況は継続しており、今後減便となった場合は対応が必要です。また、ふれあいバス車両の老朽化による更新や、交通空白地域の解消にも引き続き取り組む必要があります。
- これからの道路改良計画は、利用事業者等と連携し、特にバス路線と整合を図る必要があります。
- 除雪の効率化につながる局部改良（スミ切り、待避所、蓋掛けなど）が必要です。
- 上水道の施設整備は、投資と効果の関係上、町のゾーニング計画との連携が必要となっています。
- 夜間や人の往来が少ない場所での悪質な不法投棄への対策が必要です。

3 今後の方向性

- 公共交通の再構築を行い、公共交通機関の利用促進に取り組みます。
- 今後の道路改良は、通学路の安全対策に加えバス路線と連携して進めます。
- 道路施設の修繕や定期点検等を計画的に進め、施設の長寿命化につなげます。
- 水道管の老朽により漏水している箇所を計画的に調査し、効果的で効率的な水道施設の老朽管更新計画の策定を行います。
- 町内美化の向上のため、清掃活動の推進・町内一斉清掃・町内パトロールを継続していきます。可燃ごみの約半分を占める生ごみをなるべく出さない工夫や、堆肥化、水切りの徹底などの活動を進めます。また、小型家電の拠点回収を検討し、より効率的な再資源化を図ります。

i GISビューアとは、空間上の特定の地点又は区域の位置を示すデータ（地理情報）および付加データをコンピューター上で作成・保存・利用・管理・表示するシステムと、そのシステムにあるいろいろなデータを開いて見るためのソフトのことです。

施策2 住みたい、行きたい、帰ってきたいまちづくり

基本事業1 移住定住・交流・観光の推進

1 めざす姿

- 町内に住み続けることができる環境や体制の整備を図るとともに、町外から人材を呼び込むことで人口の減少を抑制し、まちの活力の維持向上を図ります。
- 町外からの交流人口の増加を図るとともに、地域内交流を促進し、地域の活性化を図ります。
- 滞在・交流型観光を推進し、南部町の里地里山などの資源を活かした観光地としての魅力を向上し、来町者の増加と地域経済の活性化を図ります。

2 現状の成果と課題

【成果】

- 生涯活躍のまちづくりの推進や、子育て支援施策の充実など、移住者の積極的な受入れにより、社会増減が県内でも上位に入るなど、様々な世代に選ばれる南部町になりつつあります。
- 「まち未来科」の取り組みにより小中学生の頃から郷土愛を育む仕組みができつつあり、高校生サークルや新青年団の活動により従来つながりが薄れていた世代の連携が図られています。
- 企業誘致により職業選択の幅が広がるとともに、町内で職業相談を行うことができるなど、生まれ育った地域で働くための環境が整いつつあります。
- 地域交流拠点の整備により住民の活躍と交流の場づくりが行われ、地域の活力創出につながっています。
- 国内外の大学との継続的な交流事業や、地域振興協議会と町外団体との地域間交流、地域でのイベント開催による地域内交流などを通し、地域の活性化と受入れ風土が醸成されています。
- 赤猪岩神社など古代神話を切り口とした誘客や関係団体との連携により来町者が増えるとともに、地域資源の掘り起しにより、里地里山体験メニューの充実が図られています。

【課題】

- 高校卒業後の世代の転出に歯止めをかけるなど、人口減少の影響による人材不足の解消が必要です。
- 全国各地で移住促進の取り組みが行われているため、地域が求める人材の呼び込みを進めていくためには、より魅力的なまちづくりと、効果的な情報発信が求められています。
- 移住希望者の住まいが不足している一方、空き家が老朽化し危険家屋になるおそれがあるため、空き家を活用した移住者への住まいの提供などを進める必要があります。
- 交流事業の固定化傾向があり、若者の事業への参画や新たな交流事業が求められています。
- 観光地として豊かな自然環境等地域資源のポテンシャルを活かし、宿泊し滞在する観光客を増やすことが求められています。

3 今後の方向性

- 「まち未来科」の学びや、青年期からのまちづくりへの参画をさらに活発化させることで、若いうちからの郷土愛の醸成を図り、定住やUターンにつなげます。
- 近隣市町村や関係団体と連携した企業誘致や、起業の支援、就業支援により、町内で働く環境を整備します。
- 空き家の活用などにより移住者の住まいの確保を図るとともに、集落での受け入れ体制の整備を行うことで、移住定住を促進します。
- 町外者に南部町の魅力を知ってもらうことや、町出身者の郷土とのつながりを深めることなどにより、関係人口の増加を図ります。
- 町民一人ひとりが主役として活躍し、誰もが安心して暮らし続けることができるまちづくりを進めます。
- 国際交流を促進するとともに、地域振興協議会や集落で行う地域内外の交流、交流拠点施設の活用などにより、交流人口の増加を図ります。
- 観光では、体験型観光と農泊などにより、観光地や観光資源の魅力向上、土産物や観光ルートの開発、人材育成を図るとともに、近隣と連携した広域的な観光を推進します。

施策3 安心安全なまちづくり

基本事業1 生活安全体制の強化

1 めざす姿

- 地域での防災対策や自主防災活動等の重要性を積極的に啓発して組織づくりを進めます。
避難行動要支援者をはじめ、町民の安否確認と被害状況を確認する体制を整え、初動活動として町民の協力体制の確立をめざします。
- 通学時の防犯対策や、防犯灯の設置、消費生活における被害を未然に防ぐなど、町民が安全で安心して生活ができる地域社会を構築します。
- 町民一人ひとりが交通ルールを守るとともに、正しい交通マナーを実践し習慣化することができるよう、交通安全意識の高揚を図り、交通事故のない町をめざします。

2 現状の成果と課題

【成 果】

- 一部の地域では、自主防災組織の組織化や防災リーダーの育成、防災マップや支え愛マップの作成等、地域における防災意識は高まりつつあります。
- 防犯啓発活動は、地域振興協議会の青パト隊による活動、防災行政無線を使った小学生の下校の見守りの呼びかけを行っています。消費者相談については、相談窓口を設置し、問題の早期解決を図っています。
- 交通安全対策としては、飲酒運転根絶宣言、年4回の交通安全運動、交通安全施設の改善、小中学校の交通安全教室等の交通安全教育や啓発を推進しています。

【課 題】

- 地域の防災リーダーの育成と自主防災組織の機能強化を進めることが必要です。
- 全国的に子どもや高齢者が犯罪被害者となる事件が多発しており、様々な犯罪を未然に防ぐために、警察や関係機関等との連携を密に図り地域ぐるみの防犯対策の強化が必要です。
- 高齢者の交通事故が増加しており、運転中、歩行中の事故防止対策が必要です。

3 今後の方向性

- 避難行動要支援者をはじめ、町民の安否確認と被害状況を確認する体制を整え、初動活動として町民の協力体制の確立をめざします。
- 防犯パトロール等の地域の自主的な活動の推進をはじめ、地域・警察・行政の連携による防犯活動により、通学時の安全確保を図るなど、犯罪の発生を抑制します。また、詐欺や契約トラブルなどの被害に遭わないよう、消費者の意識を高めるとともに、消費者保護の対策を図ります。
- 町民の安全な交通環境を確保するため、交通安全施設の整備を図り、子どもや高齢者を対象に交通安全教育を推進し、意識の啓発とマナーの向上に努めます。

資料編

資料編

- 1 策定の前提
- 2 策定の経過
- 3 策定の要綱

(1) 第1次総合計画の振り返り

第1次総合計画では、施策の大綱を6分野に整理し、計画の柱として、各政策を行ってきました。6分野の振り返りの結果については、次のとおりです。

1 夢をもって行動しみんなで進める新しいまちづくり（行財政・住民参画）

- 7つの地域振興協議会の設置によって、町政への住民参画が進み、地域活動の新たな展開が進められています。
- 行政組織の課題として、中長期的な行財政のマネジメントと、多様化する町民ニーズに対応できる職員の人材育成が求められています。

2 一人ひとりを大切にする教育と文化のまちづくり（教育）

- コミュニティ・スクールの確立、「まち未来科」、総合型地域スポーツクラブ、高校生サークル、法勝寺電車の保存、人権が大黒柱の町づくり等が進められました。
- 今後は、教育を支える地域の資源（人、もの、しくみ）の次のステージを展開していく必要があります。

3 人々がふれあう交流のまちづくり（生活基盤・自然環境・交流連携）

- 生活基盤（道路、上下水道、バス路線、情報化基盤（CATV））の整備はほぼ達成しました。
- 高齢化対策、空き家対策、定住移住対策が課題となっています。
- 各分野にわたり持続可能なまち、町の収入を上げるしくみの検討が必要です。
- 里地里山の現状をどう認識し今後めざす姿にどう反映させていくのが課題です。

4 安全で安心して暮らせる福祉のまちづくり（生活環境・保健・福祉・子育て）

- 子育て支援をはじめ、保健・福祉・医療サービス、防犯防災体制の充実により、安心安全に生活できる環境は整い、一定の評価が得られています。
- 高齢者、障がい者、子ども等が共生できる包括的なしくみづくりが求められています。

5 働く人が充実する産業のまちづくり（産業・観光業）

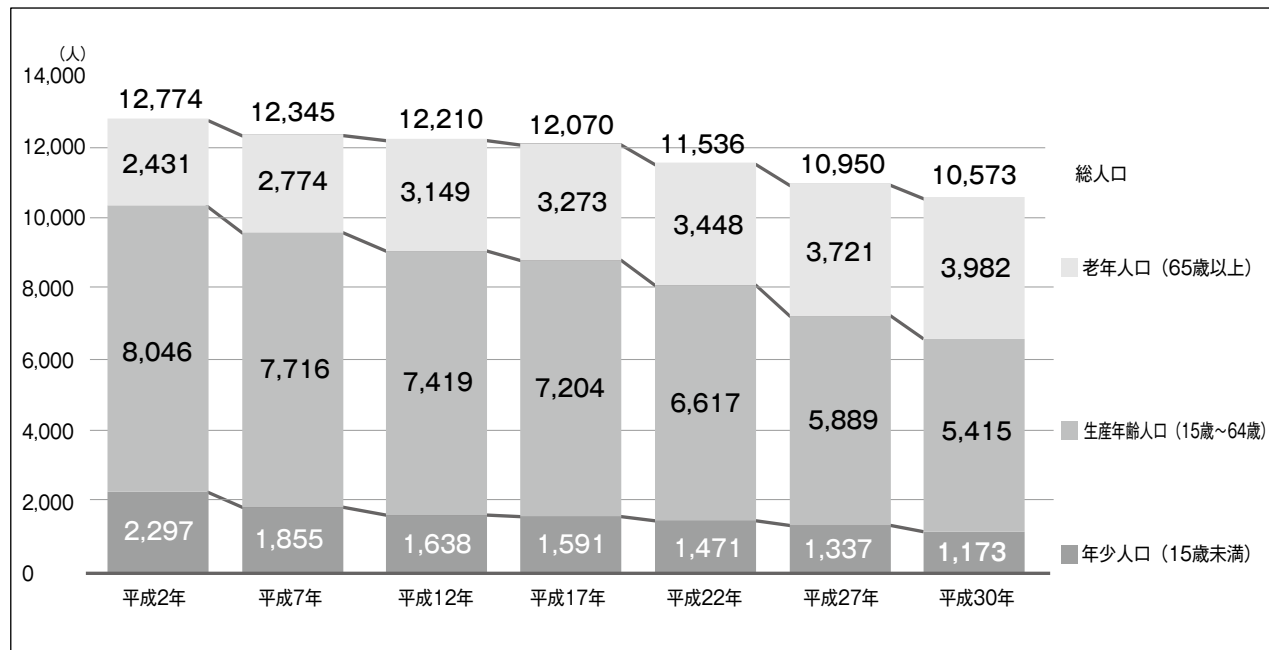
- 町内への企業誘致が進み、町内に新たな就業の場ができています。
- 農業は、農地を維持し地域が自立できる後押しと、林業は山林の荒廃の防止と里山の維持が課題となっています。
- 商工業は、高齢者の買い物対策、工業団地の方向性、町民所得の向上を考えていく必要があります。

6 人々と自然が共生する循環型社会のまちづくり（環境保全）

- 環境自治体を推進し、ISO 認証取得をはじめ、環境保全、地球温暖化防止、資源循環型社会をめざした取り組みや省エネ機器の補助制度を充実させることができました。
- 今後は、町がめざす循環型社会、エネルギー対策をどう考え、住民に理解を求めていくのかを考えていく必要があります。

(2) 人口の状況

○人口の推移



出所：国勢調査（平成2年～平成27年）、鳥取県人口移動調査（平成30年）

○人口・世帯数の推移

年次	世帯数	人口（人）			1世帯当人口（人）	人口密度（%）
		総数	男	女		
平成17年	3,519	12,070	5,676	6,394	3.33	105.8
平成22年	3,511	11,536	5,407	6,129	3.20	101.2
平成27年	3,514	10,950	5,162	5,788	3.03	96

出所：国勢調査（平成17年～平成27年）

○人口動態の推移

単位：人

年次	自然動態			社会増減			差引増減
	出生	死亡	増減	転入	転出	増減	
平成25年	68	192	▲ 124	262	300	▲ 38	▲ 162
平成26年	61	145	▲ 84	288	323	▲ 35	▲ 119
平成27年	59	171	▲ 112	318	339	▲ 21	▲ 133
平成28年	55	154	▲ 99	319	283	36	▲ 63
平成29年	58	150	▲ 92	286	288	▲ 2	▲ 94

出所：鳥取県人口移動調査（平成25年～平成29年）

(3) 南部町を取り巻く現状

人口減少、少子高齢化とともに、人・経済のグローバル化や情報技術の高度化が進んでいます。一方、大規模な自然災害の発生、環境問題のグローバル化等を背景として、わが国は大きな転換期の最中にあります。

これらの変化を的確に捉え、次世代につながる町づくりを進めていくため、次のような時代の潮流を踏まえ、本計画の策定にあたることとしました。

○人口減少・少子高齢化の進行

人口減少及び少子高齢化の進行によって、労働力人口の減少や経済規模の縮小といった社会経済・雇用環境に大きな影響があり、地域におけるつながりの希薄化や独居高齢世帯の増加など町民の暮らしにも影響が出ています。

○急速なグローバル化と技術革新

急速なグローバル化により、経済分野や環境分野など多国間の連携の進行と同時に重大な対立があり、地域経済や環境などにも大きな影響が出ています。

一方、近年の飛躍的な技術革新は、日常生活や仕事に急激な変化を与えており、この傾向は今後さらに進む見通しです。

○大規模自然災害の発生

ここ数年、全国的に大震災、豪雨災害など規模の大きい自然災害が多発し、従来の対策だけでは対応しきれない事例が増加しています。

○自治体行政経営への転換期

平成12年の地方分権改革以来、地方自治体は、めざすまちの姿とその実現方法を自ら決定し自ら責任を持つことになり、これを実行できる組織の基盤づくりや職員の育成を進めながら、自立・自律的な経営を確立することが求められています。

○自治体行政の財政難

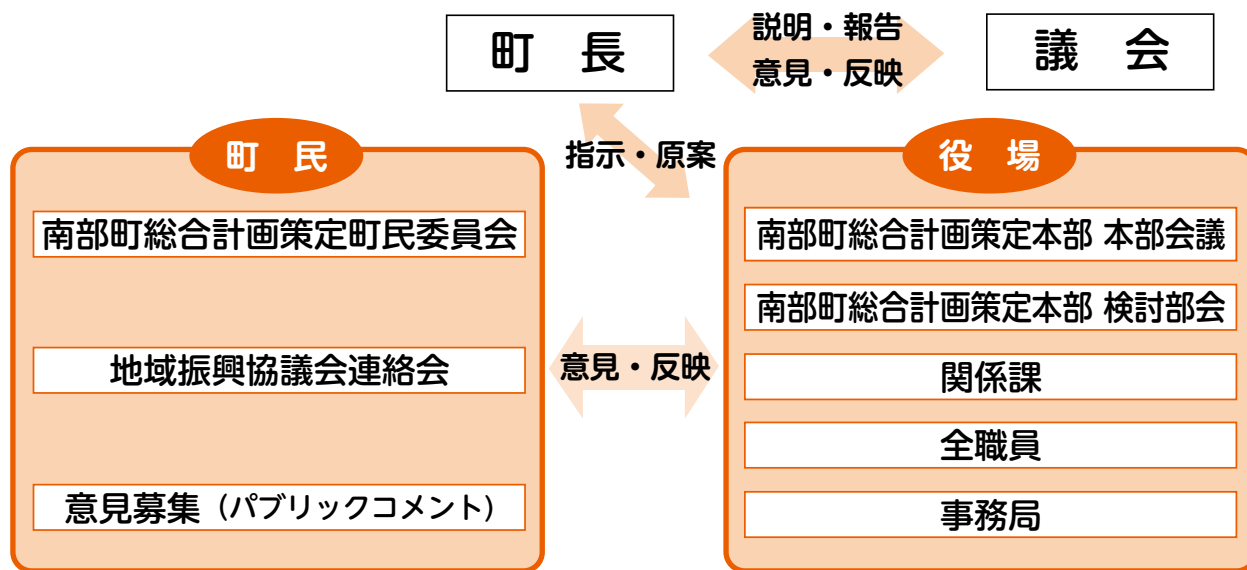
地域社会の課題や町民ニーズが多様化するなか、地域の課題解決や地域の方に関わるサービスの提供は、行政だけで実現することが困難となっています。

(4) 個別計画

南部町第2次総合計画策定時点（平成31年4月1日時点）の各政策分野の個別計画

施 策	基 本 事 業	計 画 名 称	計 画 期 間
次代へつなぐ まちづくり	開かれた町政と 自治協働の推進	南部町まちづくり計画	平成16年度～平成31年度
		辺地に係る総合整備計画	平成28年度～平成37年度
		公共施設等総合管理計画	平成29年度～平成59年度
		第3期南部町行政改革大綱	平成26年度～平成29年度
活力ある産業で 輝くまちづくり	魅力ある農林業と 商工業の振興	南部町農業振興地域整備計画	平成24年～概ね5年
		南部町森林整備計画	平成27年4月1日～平成37年3月31日
		山村振興計画	平成31年～
地域とともに未来 を拓くひとづくり	人権尊重社会の実現	南部町における部落差別をはじめ あらゆる差別をなくす総合計画	平成18年度～平成32年度
	保育及び学校・家庭 教育の充実	第2次南部町男女共同参画プラン	平成26年度～平成31年度
暮らしに学びが 息づくまちづくり	生涯学習の推進 歴史・文化及び スポーツの振興	南部町教育振興基本計画（第Ⅱ期）	平成30年度～平成35年度
ともに支え合い 元気に暮らす まちづくり	子どもが健やかに 育つ環境づくり	南部町子ども子育て支援事業計画	平成27年度～平成31年度
	健康づくりの推進	南部町自死予防計画	平成31年～5か年
	ともに支え合う 地域づくり	第5期南部町障がい者プラン	平成30年度～32年度
		南部町地域福祉計画	平成31年～5か年
		成年後見制度利用促進計画	平成34年～
暮らしやすい まちづくり	快適な生活環境の 整備	南部町地域公共交通計画	平成28年度～平成31年度
		鳥取県西部地域公共交通網形成計画	平成28年度～平成32年度
		南部町一般廃棄物減量化計画	毎年度（平成30年度）
		南部町一般廃棄物処理計画	毎年度（平成30年度）
		社会資本総合整備計画 防災・安全交付金 12 安全で安心できる生活空間の整備による「あんしん鳥取」の創出	平成27年度～平成31年度
		社会資本総合整備計画 防災・安全交付金 16 歩行空間の確保による安心で安全な通学路整備（Ⅱ期）	平成30年度～平成34年度
		社会資本総合整備計画 社会資本総合整備交付金 18 市町村道における安心で快適な生活道路の整備（Ⅱ期）	平成30年度～平成34年度
		社会資本総合整備計画 社会資本総合整備交付金 19 道路建設の的確な維持管理の推進（Ⅱ期）	平成30年度～平成34年度
		南部町除雪計画	平成30年度
		南部町社会資本総合整備計画（地域住宅計画Ⅲ期）	平成29年度～平成30年度
		南部町公営住宅等長寿命化計画	平成26年度～平成35年度
		南部町町営住宅修繕計画	平成28年度～平成35年度
		循環型社会形成推進地域計画	平成27年度～平成31年度
住みたい、 行きたい、帰って きたいまちづくり	移住定住・交流・ 観光の推進	なんぶ創生総合戦略	平成27年度～平成31年度
		南部町生涯活躍のまち基本計画	平成28年度～平成32年度
		南部町地域再生計画	平成28年度～平成32年度
安心安全な まちづくり	生活安全体制の強化	南部町地域防災計画	平成30年度～
		鳥取県西部町村国土強靱化地域計画	平成29年度～平成34年度

(1) 南部町第2次総合計画策定体系図



(2) 策定経過

○庁内策定組織による検討経過等

総合計画策定本部会議の経過

	主な内容	開催年月日
第1回	第1次総合計画振り返り	平成30年 5月14日
第2回	将来像、基本理念と政策体系の検討	平成30年 6月 6日
第3回	将来像、基本理念と政策体系の検討	平成30年 7月30日
第4回	基本計画の検討	平成30年 9月25日
第5回	基本計画の検討	平成30年10月22日
第6回	基本構想、基本計画の検討	平成30年11月26日
第7回	実施計画の検討	平成31年 2月19日

総合計画策定検討部会の経過

	主な内容	開催年月日
第1回	第1次総合計画振り返り	平成30年 4月25日 平成30年 4月27日
第2回	第1次総合計画振り返り	平成30年 6月25日
第3回	政策体系と基本計画の検討	平成30年 8月27日 平成30年 8月28日
第4回	基本計画の検討	平成30年 9月27日 平成30年 9月28日

総合計画策定職員検討会の経過

	主な内容	開催年月日
第1回	将来像、基本理念の検討	平成30年 5月24日 平成30年 5月25日

〇策定町民委員会等による検討経過

総合計画策定町民委員会の経過

	主な内容	開催年月日
第1回	将来像、基本理念案の検討	平成30年 8月27日
第2回	基本計画の検討	平成30年10月10日
第3回	基本計画の検討	平成31年 1月17日

地域振興協議会連絡会の意見聴取経過

	主な内容	開催年月日
第1回	将来像、基本理念案の意見聴取	平成30年 8月29日
第2回	将来像、基本構想案の説明	平成30年10月30日
第3回	基本計画意見聴取結果の回答	平成31年 1月30日

(3) 意見公募の実施

- 募集件名 第2次南部町総合計画（素案）に対する意見募集の実施について
- 募集期間 平成31年3月4日（月）～3月18日（月）
- 周知方法 全戸配布行政だより「情報なんぶ」（平成31年2月21日発行）
ホームページに募集掲載
- 提出方法 郵送、ファクシミリ、電子メール、持参
- 意見提出者数 1名（提出方法：電子メール）
- 意見件数 2件

(1) 南部町総合計画策定本部設置要綱平成30年4月13日
告示第62号

(設置)

第1条 南部町総合計画(以下「総合計画」という。)の策定に関し、全庁体制による取組を推進するとともに、全庁的な合意形成及び効率的な連絡調整を図るため、南部町総合計画策定本部(以下「策定本部」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 総合計画の策定に関すること。
- (2) その他総合計画を策定するに当たり必要と認められること。

(構成)

第3条 策定本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

- 2 本部長は、副町長をもって充て、副本部長は、総務課長をもって充てる。
- 3 本部員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(職務)

第4条 本部長は、策定本部を総理する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときはその職務を代理する。
- 3 本部員は、策定本部の所掌事務の遂行を推進する。

(招集)

第5条 策定本部の会議は、本部長が招集し、その議長となる。

(意見等の聴取)

第6条 策定本部は、必要があると認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、意見や説明を聴くことができる。

(部会)

第7条 策定本部は、施策分野別の調査及び検討を行うため、施策分野毎に検討部会(以下「部会」という。)を置く。

- 2 部会の部員は、各所属長が推薦する職員をもって充てる。
- 3 部会に部会長を置き、部会長は施策分野の主たる所管課の課長職をもって充てる。
- 4 部会の運営に必要な事項は、策定本部の運営に準ずる。

(庶務)

第8条 策定本部及び部会に事務局を置き、その庶務は、総務課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

別表(第3条関係)

	職 名
本部員	総務課長、防災監、企画政策課長、企画監、税務課長、町民生活課長、建設課長、産業課長、健康福祉課長、子育て支援課長、福祉事務所長、議会事務局長、教育次長、総務・学校教育課長、人権・社会教育課長、会計管理者、病院事務部長

(2) 南部町総合計画策定町民委員会要綱

平成30年6月29日

告示第84号

(設置)

第1条 南部町総合計画(以下「総合計画」という。)の策定に関し、町民参加による広い視点から意見を求めるため、南部町総合計画策定町民委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、総合計画策定に関する事項について意見交換及び検討を行い、町長に提言するものとする。

(組織等)

第3条 委員会は、10人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、町内の公共的団体の役職員及び知識経験を有する者並びに公募による者のうちから町長が委嘱する。

3 委員の任期は、委嘱の日から総合計画策定完了日までとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 委員会は、必要があると認めたときは、関係者の出席を求め、意見や説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、所管課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

南部町第2次総合計画

令和元年度（2019年）～令和10年度（2028年）

- 発行 平成31年4月
- 発行者 南部町
- 問い合わせ先 南部町役場総務課
TEL (0859) 66-3112 FAX (0859) 66-4806
Eメール soumu@town.nanbu.tottori.jp
- 印刷 東京印刷株式会社

基本理念

共生

協働

環境

南部町第2次総合計画

令和元年度～令和10年度

発行：平成31年4月
発行者：南部町
印刷：東京印刷株式会社

「第2次総合計画」の1冊あたりにかかった印刷費は118円でした。